

(平成 24 年度第 5 回環境影響評価審査会資料)

1 宮古島市ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について

(1) 事業概要 1

(2) 環境影響評価の手続きの状況 3

2 伊良部大橋橋梁整備事業に係る事後調査報告書について

(1) 事業概要 5

(2) 環境影響評価の手続きの状況 7

宮古島市ごみ処理施設整備事業の概要

- 1 事業名 宮古島市ごみ処理施設整備事業
- 2 都市計画決定権者 宮古島市長 下地敏彦
※ 都市計画で決定される都市施設であるため、
環境影響評価の手続きは都市計画決定権者が行う。
【根拠】 沖縄県環境影響評価条例第42条第2項
- 3 事業者 宮古島市環境施設整備室 管理者 下地敏彦
- 4 実施場所 宮古島市字平良西仲宗根地内
- 5 事業目的 宮古島市で排出される一般可燃ごみは、現在、昭和52年度に建設された平良工場
で焼却処理を行っているが、近年、ごみ排出量が増加傾向にある中、当該施設は老朽化
による処理能力の低下が著しく、維持管理も含め、大変厳しい状況の中で稼働を行っ
ている状況である。このような状況の下、当該施設に替わる新たなごみ処理施設の整
備が急務となっている。

6 施設規模等

(1) ごみ処理施設

- 事業種： 廃棄物処理施設の設置の事業
処理方式： 準連続燃焼方式（1日あたり16時間運転）ストーカ式焼却炉
処理対象物： 宮古島市域内から排出される一般可燃ごみ
施設規模： 63 t / 日（31.5 t / 16h × 2 炉）
※ 条例対象規模： 50 t / 日以上

(2) リサイクルプラザ（粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみについて、破碎処理及び機械選別、手選別 等により有価物を回収する施設。）

- 処理方式： 破碎＋選別＋圧縮方式
処理能力： 11 t / 日（1日あたり5時間運転）
処理対象物： 粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（缶類・ビン類・ペットボトル等）
主要設備： 粗大ごみ破碎機、磁選機、アルミ選別機、金属圧縮機、ペットボトル梱包機
ビン類選別機等
付帯設備： 展示室・修理室・視聴覚室等

7 対象事業実施区域の選定経緯

合併前の経緯については、平成13年に旧宮古清掃施設組合において「宮古本島ごみ処理施設建設
用地選定委員会」から当該事業予定地を含む3候補地の答申を受けたが、周辺自治会の理解を得ら
れなかった。その後、地域からの要望で旧上野村地区及び旧下地町地区の部落有地が候補地として
検討されたが、旧上野村地区部落有地は合併に係る問題で白紙撤回となり、旧下地町地区部落有地

は合併後の部落総会で同意を得られなかった。

そこで、平成18年に宮古島市の関係部局からなる検討委員会を立ち上げ、合併前の経緯を含めて再検討したところ、「造成規模」「地域住民の合意形成」「用地取得費」「運搬費」「インフラ整備」を比較評価した結果、特に用地取得、運搬収集効率、事業費の面で優れている現工場地について、「施設外への排水がなく地下水に影響を与えない方式を採用する」ことで、計画地として選定した。

8 処理方式の検討経緯

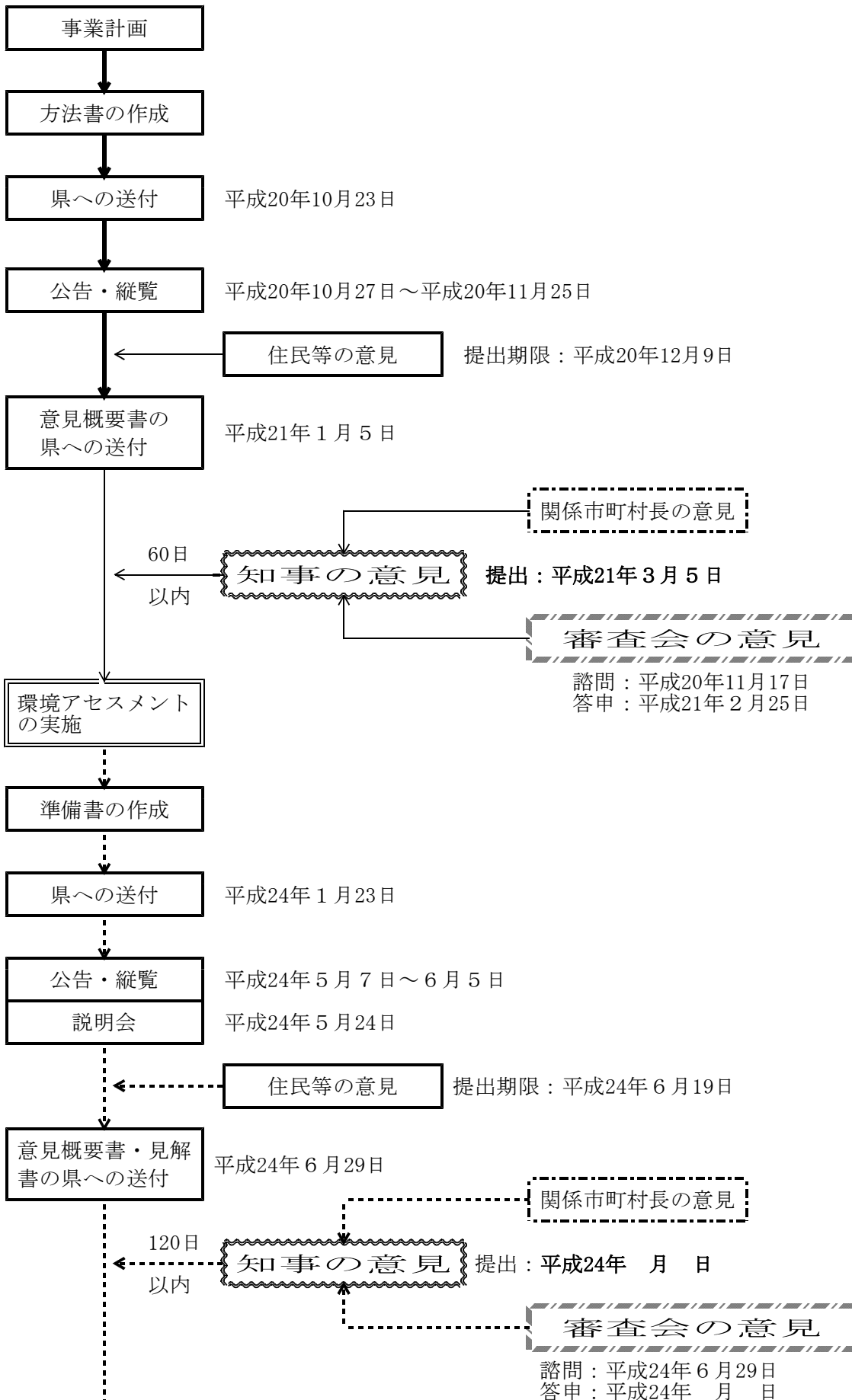
焼却炉型については、長期にわたる使用に安定的に耐えるものなければならないこと、宮古島市が離島地域であることを踏まえ、「従来型（ストーカ方式・流動床方式）」、「従来型+灰溶融方式」、「次世代型（直接溶融方式・ガス化溶融様式）」の3案について比較検討を行った結果、過去の実績、運転に対する信頼性、経済性、運転操作性の観点から、現工場と同じ「ストーカ式焼却炉」を採用した。

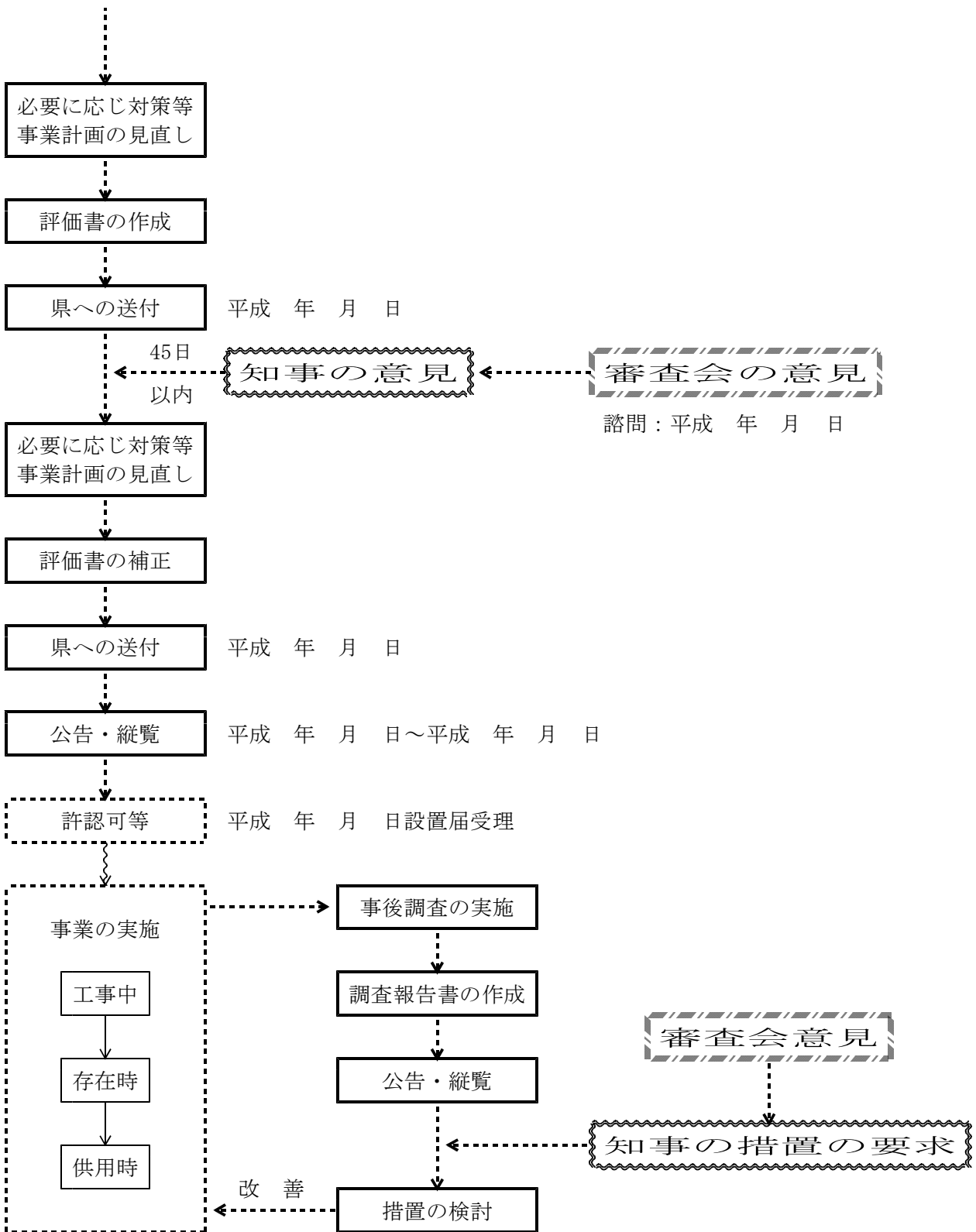
焼却方式については、維持管理費や、離島地域であるため災害等緊急時の対応が可能な施設が求められるといった観点から、「全連続燃焼式(24時間/日)」ではなく「准連続燃焼式(16時間/日)」とした。

9 環境影響評価の手続等の経緯

| | |
|-------------|---|
| 平成20年10月23日 | 環境影響評価方法書の県への送付 |
| 10月27日 | 方法書の公告・縦覧（～11月25日まで） |
| 11月17日 | 審査会への諮問 |
| 12月9日 | 住民等の意見書の提出期限 ※住民等：環境保全の見地から意見を有する者（地域限定なし） |
| 平成21年1月5日 | 住民等意見の概要書の県への送付（意見書数：0件） |
| 1月27日 | 審査会委員現地視察及び専門会議 |
| 2月3日 | 審査会委員現地視察及び専門会議 |
| 2月9日 | 審査会 |
| 2月25日 | 審査会からの答申 |
| 3月5日 | 方法書に対する知事意見提出 |
| 平成24年1月23日 | 環境影響評価準備書の県への送付 |
| 5月7日 | 準備書の公告・縦覧（～6月5日まで） |
| 5月24日 | 説明会の開催 |
| 6月19日 | 住民等の意見書の提出期限 |
| 6月29日 | 住民等意見概要書の県への送付（意見書数：7通（16件）） |
| 6月29日 | 沖縄県環境影響評価審査会へ諮問 |
| 〃 | 審査会（事業者説明及び質疑応答） |
| 9月11日 | 審査会委員現地視察及び専門会議 |
| 9月14日 | 審査会（答申案の審議） |
| 月 日 | 沖縄県環境影響評価審査会からの答申 |
| 月 日 | 準備書に対する知事意見提出（意見提出期限：平成24年10月27日） |

宮古島市ごみ処理施設整備事業の環境アセスメントに関する流れ





伊良部大橋橋梁整備事業の概要

- 1 事業名 伊良部大橋橋梁整備事業
- 2 事業者 沖縄県知事 仲井眞弘多
- 3 事業場所 沖縄県宮古島市

4 事業目的

伊良部島と宮古島間は、現在、定期船が唯一の交通手段であり、伊良部島に総合病院がないことから、緊急患者が発生した場合は、臨時船等で搬送せざるを得ず、搬送時間、方法等の面から人命に関わる問題となっている。また、台風時及び冬季波浪時には度々欠航するため、日常生活に大きな影響がでるばかりでなく、収穫した新鮮な農水産物も出荷できなくなり、伊良部島民は経済的損失を余儀なくされている。

伊良部大橋の建設は、これらの離島苦を解消し、伊良部島の産業振興はもとより、宮古圏域全体の活性化を図ることを目的とする。

5 対象事業の種類 道路の新設及び改築の事業

6 事業概要

- (1) 海上部及び取付道路部の延長 6,500m
- (2) 道路条件
 - ア 道路規格 第3種第3級
 - イ 設計速度 60 km/h
 - ウ 計画交通量 7,800 台/日

7 環境影響評価手続の経緯

○方法書手続

- | | |
|-------------|----------------------|
| 平成14年 9月24日 | 環境影響評価方法書の県への送付 |
| 平成15年 1月17日 | 環境影響評価方法書に対する知事意見の提出 |

○準備書手続

- | | |
|-------------|----------------------|
| 平成15年11月21日 | 環境影響評価準備書の県への送付 |
| 平成16年 3月31日 | 環境影響評価準備書に対する知事意見の提出 |

○評価書手続

- | | |
|-------------|--------------------|
| 平成16年 4月28日 | 環境影響評価書の県への送付 |
| 6月 9日 | 環境影響評価書に対する知事意見の提出 |
| 6月17日 | 補正評価書の県への送付 |

●事後調査報告書手続

- | | |
|-------------|---------------------|
| 平成19年 7月26日 | 平成18年度事後調査報告書の県への送付 |
| 9月19日 | 環境の保全についての措置の要求 |
| 平成20年 7月28日 | 平成19年度事後調査報告書の県への送付 |
| 9月29日 | 環境の保全についての措置の要求 |

| | |
|----------------------|--|
| 平成21年 7月30日 9月25日 | 平成20年度事後調査報告書の県への送付 環境の保全についての措置の要求 |
| 平成22年 7月29日 9月29日 | 平成21年度事後調査報告書の県への送付 環境の保全についての措置の要求 |
| 平成23年 7月28日 10月7日 | 平成22年度事後調査報告書の県への送付 環境の保全についての措置の要求 |
| 平成24年 7月30日 月 日 | 平成23年度事後調査報告書の県への送付 環境の保全についての措置の要求 |

伊良部大橋橋梁整備事業の環境アセスメントに関する流れ

